「競争契約入札心得」新旧対照表

改　正　後	現　　行
競　争　契　約　入　札　心　得 （最終改正令和６年１月１８日） 第１～５　略 （契約の締結） 第６　落札者は、契約書の案に記名捺印し、落札決定の通知を受けた日から起算して、７日（業務委託契約においては、５日）以内に、契約金額の１０分の１（予定価格が１０億円以上の建設工事にあっては、１０分の３）以上の契約保証金を納付し、又はその納付にかわる担保を提供して契約を結ばなければならない。（建設工事においては設計金額が５００万円未満のとき、業務委託（公共施設維持管理業務委託を除く。）においては設計金額が２０００万円未満のとき、公共施設維持管理業務委託においては設計金額が３０００万円未満のときは、契約保証金の納付又はその納付にかわる担保の提供を免除する場合がある。） ２　前項の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。 ３　落札者は、前２項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。 ４　落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当と認められるときは、当該落札者決定を取り消すことがある。 第７　略	競　争　契　約　入　札　心　得 （最終改正令和５年５月１日） 第１～５　略 （契約の締結） 第６　落札者は、契約書の案に記名捺印し、落札決定の通知を受けた日から起算して、７日（業務委託契約においては、５日）以内に、契約金額の１０分の１（予定価格が１０億円以上の建設工事にあっては、１０分の３）以上の契約保証金を納付し、又はその納付にかわる担保を提供して契約を結ばなければならない。（建設工事においては設計金額が５００万円未満のとき、業務委託（　　においては設計金額が２０００万円未満のとき、　　は、契約保証金の納付又はその納付にかわる担保の提供を免除する場合がある。） ２　前項の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。 ３　落札者は、前２項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。 ４　落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当と認められるときは、当該落札者決定を取り消すことがある。 第７　略